

財審「令和3年度予算の編成等に関する建議」における記述	令和3年度予算等への反映状況
<p>1. 社会保障</p>	
<p>【医療】</p> <p>○ 団塊の世代が後期高齢者となる2022年を見据え、給付は高齢者中心・負担は現役世代中心となっている患者負担の仕組みを見直すべき。後期高齢者の自己負担については、可能な限り広範囲で8割給付(2割負担)を導入し、現役世代の拠出金負担を軽減すべき。</p>	<p>○ 後期高齢者(75歳以上。現役並み所得者は除く)であっても課税所得が28万円以上(所得上位30%)かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上)の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とする。令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図る。 ※ 施行時期は、令和4年度(2022年度)後半。</p>
<p>○ 2021年度は毎年薬価改定の初年度であり、全品改定を実施することとし、初年度にふさわしい改定を実現すべき。</p>	<p>○ 毎年薬価改定の初年度である令和3年度薬価改定について、対象範囲については、国民負担軽減の観点からできる限り広くすることが適当である状況のもと、平均乖離率8%の0.5倍~0.75倍の間である0.625倍(乖離率5%)を超える、価格乖離の大きな品目を対象とする。</p> <p>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、「新型コロナウイルス感染症特例」として薬価の削減幅を0.8%分緩和する。</p> <p>○ これらにより、薬剤費の削減▲4,300億円程度(国費▲1,000億円程度)を実現する。</p>
<p>○ 都道府県医療費適正化計画の見直し、国保の都道府県単位化の趣旨の徹底(国保の法定外繰入の解消、保険料水準の統一など)や、デジタル化・DXの推進により、医療へのガバナンスを強化すべき。</p>	<p>○ 「改革工程表2020」において、「第4期の医療費適正化計画に向けては、第3期医療費適正化計画の進捗も踏まえ、都道府県の意見を聴きながら、国と都道府県が一緒になって効果的なPDCA管理ができるよう、そのあり方等について、・・・法制上の対応も含め、見直しに向けた検討を行う。」とされている。</p> <p>○ 国民健康保険制度における法定外繰入等の解消及び保険料水準統一に関する事項について、国保運営方針の記載事項に位置づけるため、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図る。</p> <p>○ 「改革工程表2020」において、「国保連合会と協働・連携して医療費適正化の観点からレセプトデータ等の分析を行っている都道府県の先進・優良事例につ</p>

	<p>いて横展開を図る。国保連合会及び支払基金における医療費適正化にも資する取り組みを着実に推進するための業務の在り方や位置づけについて、検討する。」とされている。</p>
<p>○ 医療扶助について、頻回受診や長期入院への対策を行い、デジタル化・DXや被保護者の国保等加入の検討等の改革を進めるべき。</p>	<p>○ 「改革工程表 2020」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「頻回受診対策については、・・・「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度中に行う。」 ・「生活保護受給者が通院・入院する割合が高い病院・診療所について2021年度中に調査を行う。」 ・「マイナンバーカードを用いた、医療扶助のオンライン資格確認については、・・・令和5年度中の実施に向け所要の措置を講ずる。」 ・「医療扶助における適正化について、医療費適正化計画の医療費に医療扶助も含まれることを踏まえ他制度における取組事例も参考に推進しつつ、中期的に医療扶助のガバナンス強化に向け、EBPMの観点も踏まえて検討を行う。」 <p>とされている。</p>
<p>【介護】</p> <p>○ 介護報酬改定について、新型コロナが国民生活にもたらしている影響に鑑みれば、通常の高齢化等の要因による国民負担増に加え、プラス改定により更なる国民負担増を生じさせる環境にはなく、国民負担を抑制するよう改定率を決定すべき。</p>	<p>○ 令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%とした（このうち、新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた特例的な評価として+0.05%相当分を確保（令和3年9月末まで））。この中で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行う一方で、一定の給付の適正化を行い、メリハリのある対応を実施することとされている。</p>
<p>【障害福祉】</p> <p>○ 障害報酬改定について、事業者の収支状況等を踏まえた報酬水準の適正化を徹底すべき。</p>	<p>○ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定については、福祉・介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、感染症等への対応力強化等を踏まえ、改定率は全体で+0.56%とした（このうち、新型コロナウイルス感染症に対応するた</p>

	<p>め、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた特例的な評価として+0.05%相当分を確保（令和3年9月末まで）。この中で、事業者の収支状況等を踏まえ、放課後等デイサービスの基本報酬や児童指導員等加配加算等の報酬水準の適正化を実施することとされている。</p>
<p>【子供・子育て】</p> <p>○ 真に子供や子育て世代のためになる支援に重点化し、安定財源を確保しながら必要な施策を検討すべき。</p>	<p>○ 「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定）において、「新子育て安心プラン」に基づき、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとされた。その運営費等については、児童手当（特例給付）の見直し等（約440億円）に加え、事業主拠出金の追加拠出（約1,000億円）により安定財源を確保することとしている。なお、令和3年度に限り、令和4年度から不妊治療の保険適用の財源として充当する予定の消費税率の引き上げによる増収分を1年間限りで一時的に活用する（公費約223億円）。</p>
<p>○ 児童手当制度に関し、所得制限を超える者への特例給付を廃止するとともに、世帯合算の所得に基づき支給を判断する仕組みに変更すべき。</p>	<p>○ 「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定）において、令和4年10月支給分から高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円（注）以上の者）を特例給付の対象外とし、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、児童手当について、世帯間の公平性の観点での世帯合算導入が必要との指摘も含め、引き続き検討することとされた。</p> <p>（注）子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合</p>
<p>【雇用】</p> <p>○ 雇用調整助成金の特例は、経済活動の自律的で円滑な回復を図る観点から、雇用情勢が大きく悪化しない限り、できる限り早期に段階的に縮減・廃止すべき。</p>	<p>○ 雇用調整助成金の特例については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置を延長する予定とされている。そのうえで、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける予定とされている。</p>

2. 地方財政	
<p>○ 新型コロナ対応を名目とする安易な歳出拡大を許容することなく、一般財源実質同水準ルールの下で歳出改革を進めていく必要。</p>	<p>○ 令和3年度地方財政対策について、一般財源総額を前年度と実質的に同水準の62.0兆円（水準超経費を除く。）とし、一般財源総額実質同水準ルールを堅持。</p>
<p>○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、地方公共団体は、効率的かつ効果的に活用し、実施状況や効果について説明責任を果たす必要。</p>	<p>○ 令和2年度第3次補正予算では、経済対策の一環として地方創生臨時交付金1.5兆円を増額。地方単独事業（1.0兆円）については、個々の事業について、経済対策との関係や当該事業の必要性、費用対効果について地方公共団体が確実に説明責任を果たすことを事務連絡にて周知。</p> <p>○ あわせて、地方創生臨時交付金の効果を検証するため、令和2年度第3次補正予算において、所要額を計上。</p>
<p>○ 地方単独事業（ソフト）の決算については、データの経年比較や政策効果の検証など「見える化」された情報を活用していくことが重要。</p>	<p>○ 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上など）の解消に向けて引き続き取り組む。</p>
<p>○ 地方公共団体の業務プロセス・システムの標準化・共通化を行うことを通じ、国が情報システム経費の3割削減の目標を掲げていることを踏まえ、地方の情報システム経費の縮減について検討する必要。</p>	<p>○ 令和2年度第3次補正予算において、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援するための予算を措置したほか、令和3年度予算においても、標準化・共通化に要する経費を計上。</p> <p>○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日改定）においては、「地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の2026年度（令和8年度）までに2018年度（平成30年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。」とされた。</p>
<p>○ 下水道事業を持続可能なものとするには、合理的な経営と定期的な使用料改定が不可欠。受益と負担の関係を明確にするため、公営企業会計の導入を促進する必要。</p>	<p>○ 重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。</p> <p>○ 公営企業会計等の適用のため、アドバイザー派遣事業を創設。</p>

3. 文教・科学技術	
<p>○ 義務教育については、「端末1人1台」を前提とした教育コンテンツや校務の効率化、必要な教員と外部人材の人数・配置や質の確保、学校施設の在り方を含む「新しい教育の在り方や学校の在り方」を総合的に検討すべき。</p>	<p>○ 公立小学校については、加配定数の一部を含む合理化減等を活用しつつ、35人学級を導入することとした。その際、学級規模の引下げが学力等に与える影響や外部人材の活用効果について実証研究を行うとともに、教員免許に関する制度その他教員の質の確保に関する制度のあり方について検討することとしている（義務標準法の一部改正法案の附則に規定）。</p> <p>○ 端末1人1台の実現を踏まえ、学習者用デジタル教科書の普及推進に向けた実証事業を行うとともに、校務の効率化の観点から統合型校務支援システムの整備を推進する。</p> <p>○ 学校施設について、「横断的な実行計画」の策定に向け、文部科学省においてガイドラインなどの取りまとめ、学校施設の統廃合や他の公共施設等との共用化・複合化等の優良事例集の作成に取り組んでいるところ。</p>
<p>○ 国立大学については、引き続き「相対評価」の仕組の充実・強化を図るとともに、オンライン授業の有意義な部分を伸ばすための規制改革を含む「ポストコロナ時代の大学教育の在り方」について検討すべき。</p>	<p>○ 国立大学運営費交付金については、「共通の成果指標に基づく相対評価」に基づく配分対象額を850億円から1,000億円に、再配分率を±15%から±20%に拡大するとともに、増加する150億円を運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数等、アウトカム志向の指標に重点配分する。各指標についても、8割以上の大学が達成している指標について、廃止または見直しを実施。</p> <p>○ ポストコロナ時代の大学教育のあり方について、VRを用いた（対面ではない）実験・実習の導入などデジタルを活用した先進的な取組を支援。オンライン授業の単位数上限を含む大学設置基準のあり方については引き続き検討。</p>
<p>○ 科学技術については、我が国の研究力向上に向け、研究の硬直性、閉鎖性、若手研究者の活躍の機会の不足、産学連携の弱さを改善し、研究開発の生産性を向上させていくことが急務。</p>	<p>○ 科学研究費助成事業（科研費）について新興・融合領域の研究への予算配分を高めるとともに、戦略的創造研究推進事業について戦略目標の検討に当たって科研費の成果を活用する等、優秀な若手研究者のステップアップを促す仕組みを推進する予定。</p> <p>○ 研究の国際性を高めるため、WPI（世界トップレベル研究拠点プログラム）について新たに1拠点を形成するとともに成果を横展開する。</p>

	<p>○ 博士課程学生の支援について、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ事業を創設し、産業界へのキャリアパスの拡充に向けて、経済的支援とジョブ型インターンシップや共同研究の機会の確保をセットで行うこととしている。</p>
4. 社会資本整備	
<p>○ 足元での公共事業予算の執行状況、建設業の人手不足に係る懸念、国際的に見た公共投資の相対的水準、さらには厳しい財政事情を踏まえれば、予算規模の量的拡大よりも優先順位を付けて配分の重点化をしっかりと推進することが肝要。</p>	<p>○ ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策やインフラの人口一人当たりの維持・更新コストの増加抑制の観点から、防災・減災、国土強靱化の取組への重点化を実施したほか、人口減少に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの推進や生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備を推進。</p>
<p>○ 今後の社会資本整備に当たっては、人口減少を前提とした上で、ストックの集約・長寿命化や新規整備の重点化による人口一人当たり維持更新コストの増加抑制に留意しつつ、①ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策、②「交通需要マネジメント」とあわせたコンパクト・プラス・ネットワークの推進、③民間資金・ノウハウを活用した生産性向上に向けた投資、に国費を重点化すべき。</p>	<p>○ 様々な自然災害に対する防災機能を強化するため、官民連携による流域治水の取組を推進するとともに、将来の人口減少を見据えた施設の集約・撤去など、インフラの維持・更新コストの観点から、地方公共団体が計画的に行う老朽化対策を推進。また、自家用車の乗り入れ規制につながる取組と併せたまちづくりを重点的に支援するほか、農水産物の生産拠点から物流拠点へのアクセスを強化するための道路ネットワークの整備等を推進することとした。なお、整備新幹線をめぐる諸課題については、国土交通省において引き続き原因究明・再発防止等の検討を進め、本年夏を目途に検証委員会の最終報告書を取りまとめることとしている。</p>
5. 農林水産	
<p>○ 大規模な農業経営体が、収益性が低く補助金交付の多い転作作物を作付けする傾向にある現状を脱却し、転作農地を活用して、海外マーケットのニーズを踏まえた高収益作物を作付けする輸出基盤としていくべき。</p>	<p>○ 水田の作付転換への対応については、令和2年度第3次補正予算（新市場開拓に向けた水田リノベーション事業等：350億円）により、農林水産物・食品の輸出5兆円目標を見据え、輸出・実需ニーズに対応（生産者と実需の販売契約を含むプランを策定）した輸出用米や高収益作物等の生産拡大に向け、生産者の低コスト生産技術等の導入支援と、実需の製造機械・施設整備支援を実施。</p>
<p>○ いわゆる「生産現場」に目を向けた施策に加え、流通・小売を含めたサ</p>	<p>○ 農林水産行政に関する補助金申請などの手続きを全てデジタル化し、農地の</p>

<p>プライチェーン全体を視野に入れて展開し、デジタル技術を活用しながら消費者ニーズに対応した新たな価値を創造すべき。</p>	<p>現地情報との統合も可能とする農林水産行政におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進（令和3年度：39億円、令和2年度第3次補正：62億円）。これにより、行政組織の効率化・働き方改革や補助金の申請事業者の負担軽減を図るとともに、将来的なフードサプライチェーン全体のデジタル化へつなげる。</p>
<p>○ 人口減少が著しい中山間地域は、農地が無計画に荒廃していかないよう、どこまでを耕作地として維持し、どこまでを粗放的管理に委ねるのかなど、各地域での具体的な管理の在り方を検討すべき。</p>	<p>○ 令和3年度予算で、食料自給力維持のための農地等の粗放的な利用の実証（農山漁村振興交付金における「最適土地利用対策」の新設：98億円の内数）等を支援し、同事業等を通じた地域による検討を後押し。</p>
<p>6. エネルギー・環境</p>	
<p>○ 2050年までのカーボンニュートラルの達成のためには、温暖化対策を産業構造・経済社会の変革や革新的なイノベーションにつなげていく必要。また、規制的手法や予算措置その他の支援策を分野横断的なパッケージとして取り組む必要。特に、エネ特事業については、民間の自主的な取組を促すとともに事業官庁の縦割りを排しつつ、抜本的に見直し、重点化していくべき。</p>	<p>○ 2050年までのカーボンニュートラル目標に向けて、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、予算、税、規制改革、規格・標準化、民間の資金誘導など、政策ツールを総動員して対応することとしている。予算面では、令和2年度第3次補正予算において、2兆円のグリーン・イノベーション基金を創設し、革新的な技術開発等を支援。</p> <p>○ また、エネ特事業については、予算の効率化を進めつつ、再エネ主力電源化に資する洋上風力の導入拡大や革新型蓄電池・燃料電池などの研究開発のほか、地域の状況に応じた再エネ等の自立・分散型エネルギーの導入事業等に重点化するなどメリハリ付けを実施（エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の歳出：2年度当初7,354億円→3年度7,327億円 ※臨時・特別の措置除く）</p>
<p>○ ESG投資等、民間の投資資金の活性化及び活用等を強化していくため、情報開示に係るガイドラインなどの整備を進めていく必要。</p>	<p>○ ESG投資を含めたグリーンファイナンス手法について整備を引き続き進めるほか、企業による着実な温室効果ガス排出削減に向けた移行の取組（トランジション）を促進するため、トランジション・ボンド発行に係る適合性評価等を新たに支援。</p>
<p>7. 中小企業</p>	
<p>○ 新陳代謝の促進のためには成長分野や成長企業への人材・資源の移転の</p>	<p>○ 令和3年度予算において、事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センタ</p>

<p>促進や新規創業者支援の在り方が重要であり、予算面でも事業承継や新規創業等のし易い環境整備等に支援を重点化する必要。また、IT導入補助金等について真に中小企業のデジタル化・DXに資するものに重点化すること、中小企業向け補助金の対象者を政策目的を踏まえて適切に絞り込むことも必要。</p>	<p>一の統合や事業承継補助金のため111億円（前年比+36億円）を、第3次補正予算において事業引継ぎ支援センターの体制拡充等のために87億円を措置するなど、事業承継等に予算を重点化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IT導入補助金について、これまでは単なる業務効率化目的のITツールを単一の業務プロセス等へ導入することも対象となっていたが、第3次補正予算において、業務を非対面・非接触で行えるような業務形態への転換（DX化）に資するITツールを複数の業務プロセスへ導入すること等に限定し、中小企業の業務の広範囲なDX化を推進。 ○ 中小企業向けの補助金について、大企業の子会社や課税所得が一定以上の者については、補助の対象外又は大企業と同率の補助率の適用とすることで、支援を重点化。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナの下での経済の動向も見つつ、持続化給付金及び家賃支援給付金については、予定どおりに終了させ、仮に支援を継続する場合には、業態転換等の前向きな取組を行う中小企業に特化した支援とする必要。資金繰り支援についても、ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応するための前向きな取組に対する支援への移行を検討する必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続化給付金及び家賃支援給付金については、緊急事態宣言の再発令等を踏まえ、申請期限を2月15日まで延長。 令和2年度第3次補正予算においては、前向きな取組を行う事業者に対して支援を行うべく、事業者の業態転換等を支援する「事業再構築補助金」（1.1兆円）等を措置。 ○ 資金繰り支援についても、第3次補正予算において、経営改善や事業再生等を後押しする新しい信用保証制度や日本政策金融公庫等の設備投資に係る融資の金利引下げなどを措置し、ポストコロナに向けた前向きな取組に対して支援を行う。 ○ 緊急事態宣言が再発令されたことに伴い、飲食店の営業時間短縮が要請されたこと等を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店の時短営業等の影響を受ける事業者に対する最大で法人60万円、個人事業者30万円の一時支援金の給付 ・ 日本政策金融公庫等の無利子・無担保融資の無利子枠の引上げ等を行い、事業者を支援することとしている。

8. 外交関係	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ODA予算については、規模の拡大を図るのではなく、真に必要な地域・分野に重点化すべき。無償資金協力については、予算配分の大枠の設定などメリハリ付けの取組を継続すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ODA予算の規模は前年同水準としつつ、新型コロナウイルス感染症の国際的な収束に向けて保健分野のODAを拡充。無償資金協力及び技術協力に係る地域・分野ごとの予算配分の大枠について、昨年度から充実させ、令和3年度予算の概算決定時に公表。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際機関への拠出に際しては、邦人の幹部層への登用にに向けた取組も考慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 邦人の幹部層への登用にに向けた取組の前提として、国際機関への拠出に際し、まずは邦人の幹部職員等の増減を考慮した。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の目標設定・事後の評価・説明という検証サイクルがないまま、在外公館を新設・昇格することは厳に慎むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外務省において、在外事務所の新設について、定性的・定量的な評価項目をとりまとめて事後検証を可能とするなど、PDCAサイクルを設定（令和3年度については在エリトリア兼勤駐在官事務所の新設が該当）。
9. 情報システム	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府の情報システム予算については、政府方針に沿って、予算・調達の一元的管理を通じてクラウド化や重複機能の共通化、システムの最適化等を進め、情報システム投資の合理化を図るのみならず、運用・改修経費の削減を通じた中長期的なコストの逡減を目指すべき。また、前記方針により削減した経費を明示し、新たな情報システムの整備・運用等に充てる際も、費用対効果を明らかにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年9月に、強力な総合調整機能を有するデジタル庁を設置。情報システム関係予算の一括計上を進め3,000億円規模の予算を措置し（※）、政府全体の情報システムの一元的な管理を強化することで、システム運営等経費の合理化や行政全体の業務改革の取組を支援。引き続き、運用・改修経費を令和7年度までに3割削減（令和2年度比）するとの政府方針により削減した経費や費用対効果を明らかにすることを検討。 （※）令和3年度予算の政府情報システム一括計上 2,986億円（内閣官房計上 2,699億円、デジタル庁計上 287億円）
10. 防衛	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新領域（宇宙・サイバー・電磁波）の急速な発展など、不確実性を増す安全保障環境に機動的に対応できる予算編成を行うため、将来の予算に硬直化をもたらす新規後年度負担額を抑制することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度の防衛関係予算のうち、中期防対象経費の歳出については、5兆1,235億円（デジタル庁等へ振り替える187億円を含む）を計上し、新領域での作戦能力や海空領域の能力強化等を重点的に推進。 ○ 中期防対象経費に係る後年度負担については、中期防を踏まえつつ、防衛力整備の効率化・合理化を徹底し、概算要求から▲2,622億円減となる2兆4,090億円を計上。

○ 限られた資源を有効活用するため、安全保障環境の変化に対応した人材確保・配置（組織の垣根を超えた柔軟な人事）、防衛力整備水準の向上につながる調達改革（プロジェクト管理体制・権限の一貫性の担保）等を確実に実施すべき。

○ 人材確保・配置について、新領域であるサイバー防衛能力の抜本的強化を図るため、陸海空自衛隊のサイバー関連部隊から要員を移管し、サイバー攻撃等の対処を主任務とする防衛大臣直轄の陸海空共同の部隊としての「自衛隊サイバー防衛隊」（仮称）を拡充して新編するとともに、同部隊の拡充に伴う指揮命令機能の強化を図った。

○ 調達改革について、令和3年度予算編成においては、原価の精査や、重要度の低下したプロジェクトの見直し等の徹底により4,168億円の効率化・合理化を実現。プロジェクト管理体制・権限の一貫性の担保等、改革の深化については、今後も引き続き検討。

（参考）4,168億円の効率化・合理化の内訳

- ① 事業等に係る見直し（2,068億円）
- ② 仕様の共通化・最適化（288億円）
- ③ 一括調達・共同調達による効率（381億円）
- ④ 長期契約の活用（104億円）
- ⑤ 原価の精査等（1,327億円）